

京都市告示第 423 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 17 年 12 月 2 日

京都市長 榎 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	壬生水0001号	中京区壬生馬場町56番地の3地先 中京区壬生馬場町8番地の20地先	

(建設局道路部道路明示課)